

平成 30 年度（第 78 回）  
関西インタークラブ競技決勝

期 日 平成 30 年 9 月 21 日 予備日 9 月 25 日  
場 所 加古川ゴルフ俱楽部

一般社団法人 関西ゴルフ連盟

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭でその限界を定める。  
ただし、第 16 番、17 番ホールでは、現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他の区域に止まつた球はアウトオブバウンズの球とみなす。
2. 修理地は青杭を立て、白線でその限界を定める。
3. ラテラル・ウォーター・ハザードは赤杭または赤線でその限界を定める。線と杭が併用されている場合は線がその限界を定める。
4. 排水溝は動かせない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の 2 本のレールは、その 2 本のレールの全幅をもって 1 つのカート道路とみなす。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. 樹木保護のための巻物施設はコースと不可分の部分とする。
8. 第 2 番、3 番、6 番、16 番ホールにおいて、球が高圧送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない（規則 20-5）。この場合は別の球に取り替えることができる。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
9. 防球ネットからの救済を受ける場合は、その障害物の上を越えたり、中や下を通すことなく、ニヤレストポイントを決定しなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
10. 競技者の球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーが競技者やキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 18-2, 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。このローカルルールは競技者の球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。  
注：パッティンググリーン上の競技者の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。
11. どのホールであっても、競技者がスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかつたために、真実より少ないスコアを提出していた場合、その競技者は競技失格とはならない。このような状況では、その競技者は該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

競技の条件

1. ゴルフ規則  
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定  
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. クラブと球の規格  
(a)『適合ドライバー・ヘッドリストの条件・規則付 I (B)1a』を適用する。  
(b)『公認球リストの条件・規則付 I (B)1b』を適用する。
4. 競技終了時点  
本選手権競技は競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止  
『規則付 I (B)5b』を適用する。
6. プレーの中止と再開
  - (1) プレーの中止（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
  - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中止となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であった時は、各競技者はすぐにプレーを中止しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中止しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格となる。
  - (3) プレーの中止と再開の合図について  
通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。  
険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。  
プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
7. 乗用ゴルフカートの使用  
ラウンド中のゴルフカートの使用を認める。カートはキャディーまたは競技者同士が運転するものとし、カートを運転させる目的で特定の者を雇ってはならない。カートは競技者の携帯品の一部とする。カートを使用する場合は、共用カートとそれに乗っている人や物は、球が関連している時は全てその球の持ち主の携帯品とみなす。ただし、そのカートを共用している競技者の一人がカートを運転していた時は、そのカートとそれに乗っている人や物は全て、その競技者の携帯品とみなす。
8. キャディー
  - 正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I (B)2』を適用する。
9. コールオン方式  
パー3のホールに限り、プレーのペースを全体的にスピードアップするため、先行組のプレーヤーは、自分の組の誰もまだパットを始めていない段階で後続組の全員がティーアインググラウンドまで来ている場合、グリーン上にある球の位置をマークして総て拾い上げ、後続組のプレーヤー全員がティーショットを済ませるまでプレーを控え、後続組にティーアインググラウンドからプレーさせることができる。先行組からプレーすることを求められ、後続組がそれに応じたときは、その段階で後続組の各プレーヤーは、自分の球が他のプレーヤーのプレーを妨げたり援助することになりそうだと思われるときは何時でもその球を拾い上げて良い、との許可を先行組に与えたものとみなす。

#### 注 意 事 項

1. 練習は指定練習場で行い、打球練習場では備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1箱を限度とする。
2. ラウンド中、競技者は部外者を近づけないよう十分、留意すること。これを怠ると、規則 8 により罰せられることがある。なお、部外者のコース内立入りは禁止する。
3. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長　　土城 敏彦